

事務連絡  
令和5年10月4日

一般社団法人日本介護支援専門員協会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
介護業務効率化・生産性向上推進室  
居宅介護支援事業所における福祉用具貸与に係る  
ケアプラン標準仕様の取扱い等について（依頼）

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、介護現場の生産性向上を一層推進するものとして国民健康保険中央会にて構築・運用している「ケアプランデータ連携システム」の利用促進の取組を進めているところです。貴協会におかれましては、利用促進に向けてこれまでもご協力いただきありがとうございます。改めて感謝申し上げます。

本システムをはじめ、ケアプランのデータ連携に必要なデータ形式等は、厚生労働省が発出した「ケアプラン標準仕様」に準じて出力された CSV ファイルとしています。一方で、福祉用具貸与事業所より、居宅介護支援事業所から送付されるサービス利用票（提供票）には、福祉用具貸与事業所が報酬請求するのに必要な、TAIS コード又は福祉用具届出コード（以下、商品コードという）の情報が含まれないため、CSV データを取込んでも再度商品コードを入力しなければならず、非効率であるとの意見が寄せられています。

これは、ケアプラン標準仕様のサービス利用票（提供票）に商品コードを記載する項目がないことに起因するものであり、現場での活用のためにはケアプラン標準仕様の改訂が必要であると考えております。

目指すべき理想像としては、福祉用具専門相談員が作成する「福祉用具サービス計画書」、介護支援専門員が作成する「サービス利用票（提供票）」の双方で商品コードを含むデータをやり取りすることが出来るような方向性であり、今年度の調査研究事業により、ケアプラン標準仕様等の改訂が出来るよう、取組を開始したところです。このことにより、居宅介護支援事業所、福祉用具サービス事業所双方において、転記・計算し直しが不要となり、負担軽減のみならず、返戻の防止にも繋がるものと考えております。

既に本システムを利用開始した居宅介護支援事業所においては、商品コードを含めた提供票で双方やり取りするよう、福祉用具貸与事業所と調整した例や、福祉用具貸与事業所において提供票の CSV ファイルを介護ソフトに取り込まずに送受信の証跡として活用している例があるようです。

福祉用具貸与事業所とのデータ連携を行う際、ケアプラン標準仕様の改訂までの間は、福祉用具貸与事業所とよくご相談いただくよう、貴協会会員事業所の皆様に情報提供をお願いいたします。

また、厚生労働省では、現場の状況を踏まえたケアプラン標準仕様の改訂を行いたいと考えております。つきましては、貴協会会員事業所向けに別記のとおりアンケート調査を実施いたしますので、会員の皆様への情報提供と回答勧奨にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。